

諫早労働基準監督署発表
令和8年 9月 1日（火）

諫早労働基準監督署
署 長 佐々木博史
○監督課長 永田 利一
電 話 0957-26-3310

最低賃金法違反容疑で書類送検 ～6か月分の賃金不払の疑い～

諫早労働基準監督署（署長 佐々木 博史）は、本日、株式会社荒木商会及び事実上の経営者を、最低賃金法違反の疑いで長崎地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者3名に対し、令和7年3月から同年8月までの6か月間の定期賃金総額114万円を、所定支払日までに支払わず、もって、長崎県最低賃金額以上の賃金を支払わなかった疑い。

1 被疑者

（1）株式会社荒木商会

所在地：長崎県大村市竹松本町

事業内容：麺類の販売業

（2）事実上の経営者A（男性 72歳）

2 違反条文

被疑者株式会社荒木商会、被疑者Aともに、最低賃金法違反

同法第4条第1項（最低賃金の効力）

同法第40条（罰則）

同法第42条（両罰規定）

3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者Aは、株式会社荒木商会の労働者3名に対する令和7年3月から同年8月までの6か月間（令和7年3月1日から同年8月31日まで）の定期賃金総額114万円を、各所定支払日に支払わず、もって、長崎県最低賃金（時間額953円）以上の賃金を支払わなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

(1) 長崎県の最低賃金は、県内の全ての労働者を対象として、令和6年10月12日から時間額953円、令和7年12月1日からは78円引き上げられ、時間額1,031円が適用されています。

(2) 賃金は、労働者の大切な生活の糧であり、最低賃金は、その賃金の最低額を保障することによって、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定に資すること等を目的として定められた重要なものです。

賃金の支払確保は使用者が果たすべき基本的責任であり、この基本的責任を果たさずに賃金不払を発生させ、労働者の生活を脅かした使用者に対し、当署は司法処分を含め厳正に対処していく方針です。

5 関係法令抜粋

最低賃金法

第四条（最低賃金の効力）

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

（第2項から第4項まで 略）

第四十条（罰則）

第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。